

## 田原本町学校給食センター設計施工監理業務公募型プロポーザル実施要領

田原本町学校給食センター設計施工監理業務公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、田原本町学校給食センター設計施工監理業務（以下「本業務」という。）の事業者を公募によるプロポーザル方式により選考するために必要な事項を定めるものである。業務内容については、田原本町学校給食センター設計施工監理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

### 1. 業務の趣旨

田原本町においては、給食施設の自校方式を採用しており、各学校に給食室を併設している。ただし、半数以上の小学校給食施設については老朽化が進んでいる。また、多くの給食室で空調設備がなく、夏場においては、スポットクーラーを使用しているが、調理員の健康、食材の安全性からも、本来であれば早急に空調設備の設置が必要である。厨房機器についても、20年を超えて使用しているものもあり、更新が必要である。

このことから、本事業により、令和9年度中の供用開始を目指し、本町の児童にとって、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供することを目的とする。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 田原本町学校給食センター設計施工監理業務
- (2) 業務内容 田原本町学校給食センター設計施工監理業務仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年6月30日まで
  - ・令和7年度 設計業務
  - ・令和8年度～令和9年度 施工監理業務
- (4) 契約上限額 金 46,539,900円とし、下記のとおり内訳上限額を設定する。
  - ・設計業務 金 33,534,600円（最低制限価格 金 25,675,100円）
  - ・施工監理業務 金 13,005,300円（最低制限価格 金 9,957,200円）（いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

### 3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、公告の日において次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。

- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税）及び町税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。）を滞納していないこと。
- (6) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成25年8月田原本町告示第43号）第3条第1項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第4条第1項に該当する者でないこと。
- (8) 共同企業体（JV）による参加でないこと。
- (9) 当該業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (10) 当該業務に関するノウハウや関連事業についての知見及び実績を有し、その達成及び遂行に必要な組織、人員を有している事業者であること。
- (11) 地方公共団体が発注する本設計業務と同種又は類似の学校給食調理施設の設計業務と、地方公共団体が発注する施工監理業務について、それぞれ1件以上の受注・履行実績を過去10年以内（平成27年4月1日以降）に有すること。なお、実績については、本社、支店又は、営業所等を問わず、事業所全体としての実績を含むものとするが、元請けとして受注・履行した業務に限る。
- (12) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (13) 直接的雇用関係のある管理技術者及び照査技術者をそれぞれ1名配置すること。また、意匠、構造、電気設備及び機械設備の各分野の主任技術者をそれぞれ1名配置すること。
- (14) 管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有し、3. 参加資格（11）の設計における業務経験を有する者とする。
- (15) 照査技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有し、資格取得後5年以上の実務経験を有する者とする。
- (16) 意匠分野の主任技術者は一級建築士、構造分野の主任技術者は構造設計一級建築士、電気設備及び機械設備分野の主任技術者は設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者とする。

#### 4 . 日程

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおり。

	項目	期日等
--	----	-----

①	公告（公募開始）	令和7年4月1日（火）
②	参加申込の受付開始	令和7年4月1日（火）
③	質疑受付開始	令和7年4月1日（火）
④	質疑受付終了	令和7年4月14日（月）
⑤	質疑書に対する回答	令和7年4月18日（金）
⑥	参加申込の提出期限	令和7年5月9日（金）
⑦	第1次審査結果通知	令和7年5月22日（木）
⑧	第2次審査（プレゼンテーション）	令和7年5月30日（金）
⑨	第2次審査結果通知	令和7年6月6日（金）
⑩	契約締結	令和7年6月13日（金）

※上記日程はあくまで予定であり、変更になる場合があります

## 5. 参加申込の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

### (1) 提出期間

令和7年4月1日（火）から令和7年5月9日（金）まで。

※ただし、土日祝日を除く。

### (2) 提出時間（持参の場合）

午前8時30分から午後5時15分まで。

### (3) 提出先

田原本町教育委員会事務局教育総務課教育施設マネジメント係  
（田原本町役場2階18-1番窓口）

### (4) 提出方法

持参、郵便又は信書便による。（郵便又は信書便については、期間内必着）

### (5) 提出書類

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 企画提案書（任意様式とし、表紙を除きA3判片面印刷で合計5枚以内）
- ③ 会社概要（様式第2号）
- ④ 業務実施体制調書（様式第3号） ※契約書等例示書類
- ⑤ 実績確認書（様式第4号） ※契約書等例示書類
- ⑥ 見積書
- ⑦ 直近1年間の財務状況がわかる書類（貸借対照表、損益計算書等）
- ⑧ 登記事項証明書（履歴事項証明書）  
※発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（国税：様式その3の3）

※発行日から3ヶ月以内のものに限る。

- ⑩ 主たる事務所の所在地の市区町村税についての滞納がない旨の証明書

※発行日から3ヶ月以内のものに限る。

- ⑪ 一級建築士事務所の登録証の写し

- ⑫ 誓約書（様式第5号）

- ⑬ 「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」に該当する旨が確認できる書類

#### (6) 提出部数

正本1部、副本1部及び電子データ

副本及び電子データについては、全ての書類において参加事業者を特定できる情報（会社名、代表者氏名、住所等）を削除又は黒塗りをして提出すること。また、副本については町において複写する場合があるため製本しないこととし、電子データは上記（5）の提出書類名称に即してファイルをPDF形式で分割の上、CD-R等のディスク媒体に保存し提出すること。

#### (7) 参加資格の有無の確認結果の通知

参加申込書の受付後、上記3. 参加資格への適合を確認し、確認結果を文書により通知する。

### 6. 質疑の受付及び回答

本業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、下記受付期間内に質疑書（様式第6号）を提出すること。ただし、質疑の回数は、1参加者につき1回までとする。

#### (1) 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月14日（月）まで。

※ただし、土日祝日等閉庁日を除く。（受付期間内必着）

#### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。（受付時間内必着）

#### (3) 提出方法

下記13. 問合せ先のメールアドレスに電子メールにて質疑書を提出し、質疑書の提出後、必ず電話にてメールが届いているか確認を行うこと。なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外の方法による質疑は受け付けない。

#### (4) 回答方法

手続きに関する質疑があった場合は、令和7年4月18日（金）に町ホームページにて回答する。

#### (5) その他

受付期間外に提出されたもの、意見の表明と解されるもの及び質疑内容が不明瞭なもの等については回答しない。

### 7. 現地調査

現地調査を希望する場合、事前に調査人数・調査希望日時等を電話により連絡すること。日時等を調整した上で、詳細を通知する。ただし、現地調査は1時間程度とし、1参加者につき1回

までとする。

(1) 現地調査可能期間

令和7年4月1日(火)から令和7年5月9日(金)まで。

※ただし、土日祝日等閉庁日を除く。

(2) 現地調査場所

奈良県磯城郡田原本町大字伊与戸193番地1他(旧田原本町立東幼稚園敷地)

8. 選定方法

(1) 受託候補者及び次点者の選定

受託候補者及び次点者の選定は、第1次審査及び第2次審査により行うものとし、選定に係る審査は、田原本町学校給食センター設計施工監理業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 選定方法

① 第1次審査(書類審査)

審査委員会にて、下記(4)に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点(50点満点)の合計が高い順に3者を第2次審査の対象者として選定する。ただし、参加申込書を提出した者が3者以下の場合は、第1次審査を省略することがある。

② 第2次審査(プレゼンテーション)

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。審査委員会にて、下記(4)に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者以下の場合は、受託候補者1者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者を受託候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

(3) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、受託候補者及び次点者については、選定後に町ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、次のとおりとする。また、別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」に規定した項目に該当する場合、総評価点の2%を加点する。複数の評価項目に該当する場合でも、加点の上限は総評価点の2%とする。

各審査委員の評価点の平均点が一定の点数に満たない場合は、受託候補者及び次点者を選定しない場合がある。

第1次審査（書類審査）（50点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①会社業務実績評価	会社概要や業務実績に関する評価	10
②管理技術者評価	管理技術者の有する、本件と同種の業務実績や手持ち業務の量に関する評価	5
③実施体制	良好に事業を実施できる組織体制、人員体制に関する評価	5
④財務状況	財務状況が健全であり、安定した事業を行える財務基盤を有しているか。	5
⑤事業実施計画	業務の理解度、工程計画、実施上の配慮事項等の実施方針に関する評価	15
⑥見積金額評価	見積額が経済性にすぐれているか。	10
合計点		50

第2次審査（プレゼンテーション）（100点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①会社業務実績評価	会社概要や業務実績に関する評価	10
②管理技術者評価	管理技術者の有する、本件と同種の業務実績や手持ち業務の量に関する評価	5
③実施体制	良好に事業を実施できる組織体制、人員体制に関する評価	5
④財務状況	財務状況が健全であり、安定した事業を行える財務基盤を有しているか。	5
⑤事業実施計画	業務の理解度、工程計画、実施上の配慮事項等の実施方針に関する評価	15
⑥見積金額評価	見積額が経済性にすぐれているか。	10
⑦食物アレルギー対応	食物アレルギー対応調理室の設備、機器の配置や事故防止の考え方について、優れた提案がなされているか。	10
⑧ゾーニング	汚染区域・非汚染区域のゾーニング区分について、作業への影響や衛生面等に配慮した優れた提案がなされているか。また、施設全体の配置について、効率性等に配慮した優れた提案がなされているか。	10
⑨厨房機器	厨房機器について、調理従事者の動線や利便性等に配慮した優れた提案がなされているか。	10
⑩省エネの配慮	省エネルギーや環境負荷の軽減に配慮した優れた提案がなされているか。	10

⑪施設の低コスト化	整備費の縮減及び整備後の維持管理に対する費用低減、省力化が図られた建築手法の提案がなされているか。	10
合計点		100

## 9. 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

### (1) 日時

令和7年5月30日（金）

詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻の場合は残り時間でプレゼンテーションを行い、欠席した場合は参加申込みを辞退したものとみなす。

### (2) 場所

田原本町役場（奈良県磯城郡田原本町890番地の1）

### (3) プレゼンテーション実施者

第2次審査対象者1者につき3名以内とする。なお、管理技術者は必ず参加すること。

### (4) 実施時間

プレゼンテーション 25分程度

質疑応答 15分程度

### (5) その他

- ① プレゼンテーションにおける提案は、あらかじめ提出した企画提案書の記載内容と同一とし、企画提案書内に記載されていない新しい提案を行わないこと。また、追加の提案や追加資料等の配布は不可とする。
- ② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。
- ③ プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材を使用したプレゼンテーションも可とするが、使用する機材についてはあらかじめ連絡の上、第2次審査対象者において用意すること。なお、機材の設営等を行う時間はプレゼンテーション実施時間に含めないが、設営等は迅速に行うこと。
- ④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

## 10. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

(1) 前記3. 参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき。

- (3) 書類の提出期限その他本要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者として不適格と認められるとき。

#### 1 1. 契約に関する事項

##### (1) 契約の締結

受託候補者と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議することができるものとする。

- (2) 契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託を行わないこと。外の第三者への委託に関しては、書面により田原本町の承諾を得るものとする。

#### 1 2. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、本町から求める場合を除き一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第7号）を提出すること。

#### 1 3. 問合せ先

〒636-0392

奈良県磯城郡田原本町890番地の1

田原本町教育委員会事務局教育総務課教育施設マネジメント係（担当 山本）

T e l : 0 7 4 4 - 3 2 - 2 9 0 6（直通）

F a x : 0 7 4 4 - 3 2 - 2 9 7 7

E-Mail : kyoikushisetsu@town.tawaramoto.nara.jp 【要着信確認】